

⑩ 地盤變動影響調查等

























































































(別紙 1)

建物等の調査

1. 事前調査及び事後調査を行う場合の建物等の区分は、次表の区分によって行うものとする。

(1) 木造建物及び木造特殊建物

区 分	判 断 基 準
木造建物A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これに類するもの
木造建物C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く。
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会、茶屋及び土蔵造の建物

(2) 非木造建物の用途による区分

区 分	判 断 基 準
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。

2. 作業規模面積以外の補正

(1) 木造建物A、B及びCの補正率

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40
	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満		
	3.00	4.00	5.30		

(2) 木造特殊建物の補正率

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60
	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満			
	3.50	4.70			

(3) 非木造建物イ、ロ及びハの補正率

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60
	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	
	3.20	4.10	5.20	6.20	
	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満	
	7.50	9.50	12.30	15.90	

【水準測量調査】

用地調査等共通仕様書「別記16」地盤変動影響調査算定要領第9第2項第1号の調査に当たり、建物の土台及び地盤高等を「水準測量（4級）」で計測しようとする場合は、次の水準測量調査費を別途加算するものとする。

職 種	単 位	外 業	内 業	摘 要
測量主任技師	km当たり		0.05	
測 量 技 師		0.20	0.20	
測 量 技 師 補		0.20	0.20	
測 量 助 手		0.35		
測 量 補 助 員				

備考1 この歩掛は、事前調査及び事後調査（中間を含む）の水準測量に適用する。

- 2 起業地の水準測量の既知点については、受注者に計測簿を貸与するものとする。
- 3 水準測量の直接人件費の積算は、次の算式による。

$$\text{直接人件費} = \text{上記km当たり単価} \times \text{今回計測延長 (km)}$$

- 4 計測延長は、次のとおりとする。

調査対象の建物の4面（東西南北の側面）の延長総和に、最短既知点から最短の調査対象の建物までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。なお、端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値とする。

- 5 精度管理費は、（水準測量に要する直接人件費＋機械経費）×精度管理費係数（0.09）により算定するものとする。
- 6 直接経費については、次のとおりとする。

(1km当たり)

区 分	各 費 目 の 直 接 人 件 費 に 対 す る 割 合
機 械 経 費	1. 5 %
材 料 費	5. 0 %
通 信 運 搬 費 等	1. 5 %

- 7 諸経費については、測量の諸経費率を適用する。